

・令和4年4月1日より個人情報保護委員会との共管となることに伴い、意見公募時に公示した「郵便事業分野における個人情報に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号）」は廃止することとし、新たに、当該意見公募結果を踏まえた「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）」として定めることとします。

・その他、用語・規定の整理など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）本体については、【案件番号：145209868】で意見募集を実施しました。【案件番号：145209868】にて提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方も本ページ掲載の「意見及び考え方」にてまとめて提出されております。